

(続紙 1)

京都大学	博士 (地球環境学)	氏名	一原 雅子			
論文題目	Japanese Climate Change Litigation in the Cradle (揺籃期にある日本の気候変動訴訟)					
(論文内容の要旨)						
本論文は、日本における気候変動訴訟の件数増加を妨げている諸要因について、最近に訴訟提起された4件の事案を対象としつつ、制度的観点および認知的観点から探究するものであり、全7章から構成される。 第1章は序論であり、主題の背景、先行研究とその限界、本研究の目的および方法を説明している。 第2章は、公害訴訟を含む日本の環境訴訟の歴史的展開を回顧し、気候変動訴訟が環境訴訟の系譜に連なりつつも、いくつかの点で新規性を備えていることを確認している。そのなかで、権利救済から政策形成へという訴訟の機能の変化と、争点・審理対象の変化との延長線上に気候変動訴訟を位置づけうることを示している。 第3章は、気候変動訴訟の4件の事案を概観した上で、その相互比較および諸外国の気候変動訴訟との比較を実施している。各事案の特色を同定するとともに、日本の気候変動訴訟に特徴的な点として、原告適格の議論が大きな比重を占める点、原告側の訴訟資源が乏しい点、原告・傍聴人に占める高齢者の割合が高い点などを指摘している。 第4章は、気候変動訴訟の提起の活発化を妨げる制度的障壁を主題とし、法的機会構造という分析枠組みを米国・日本の気候変動訴訟に適用することにより、日本に特徴的な障壁を浮き彫りにしている。分析の結果、原告適格が規定・解釈の両面で厳格である点や、訴訟資源が乏しい点に加えて、原告側が活用できる現行法規程が限定的である一方で、過去の環境訴訟における判例理論の活用が試みられている点、また裁判所が立法府との関係について保守的姿勢を堅持しつつも、環境訴訟では立法を促進する判決をときに下してきた点を見出している。 第5章は、訴訟提起を抑制する認知的障壁に焦点を合わせ、原告・傍聴人を対象とした質問紙調査およびインタビューを通じて、訴訟提起の動機、訴訟への期待、大気汚染訴訟と気候変動訴訟の異同の認識、訴訟の長期性への評価などを明らかにしている。認知的障壁を克服して訴訟提起にいたった原告の認知構造を解明することにより、多くの潜在的原告について推測される障壁を同定している。 第6章は、まず諸外国の法制度や日本法の他の法分野における制度を参照しつつ、制度的障壁・認知的障壁に今後生じうる変化について考察している。次に、米国のたばこ訴訟の歴史的展開に着目し、時期区分に基づく回顧を行った上で、日本の気候変動訴訟の現状が米国のたばこ訴訟の第1期の状況に類似していることを指摘し、前者の今後の進展可能性を展望している。 第7章は結論であり、先行する各章での結論を要約した上で、その独自性について述べている。						

(論文審査の結果の要旨)

米国をはじめ多くの国で気候変動訴訟が急増する今日、この新たな法現象を社会科学の観点からいかに理解するかは、大きな学術的課題となっている。欧米諸国での訴訟については研究が進展しているのと対照的に、訴訟件数がいまだごく少数にとどまる日本に関しては、社会科学的解明が俟たれてきた。

本論文は、日本の気候変動訴訟について、提起を妨げる要因を法制度と原告の認知という両面から解明することを試みたものである。その結果および意義は、次の三点に要約できる。

第一に、日本の気候変動訴訟に関する社会科学研究がほぼ皆無であるなか、本論文は、気候変動訴訟の提起を抑制している諸要素を法制度的要因群と認知的要因群とに二分した上で、前者に対して法的機会構造のモデルを適用し、また後者については定量的手法と定性的手法を組み合わせることにより解明を行った。その結果、厳格な原告適格や原告弁護団の人的・資金的資源の限定性など、従来から指摘されてきた諸特徴を確認するのにとどまらず、過去の環境訴訟における先進的法理の活用の努力や、訴訟の長期性を立法府や社会一般への働きかけの継続的機会として積極的に捉える原告の姿勢などを新たに発見している。これらの知見は、日本の気候変動訴訟に対する理解の深化に資するものであり、小さからぬ学術的意義が認められる。

第二に、気候変動訴訟への適用が国際的にも限られる法的機会構造のモデルを日本の事例に適用している点や、係争中である全事案について統一的視点から質問紙調査・インタビューを実施して比較を行っている点には、気候変動訴訟研究という射程を超えて地球環境学への貢献が認められる。

第三に、世界人口に占める人口割合が小さい一方で屈指の大量排出国でありつつ、温室効果ガスの排出削減を加速させる本格的立法の動きが緒についたばかりである日本においては、政策形成型訴訟としての気候変動訴訟の将来的動向は、政策決定者・電力会社関係者・環境運動家・一般市民のいずれにとっても大いに注目に値する。こうした社会状況のなか、法制度的要因群と認知的要因群の各々について社会科学的解明を遂行した上で、それらが今後に変化する可能性を考察し、さらに米国のたばこ訴訟との類比を通じて将来展望を試みた本論文には、大きな社会的意義およびインパクトが認められる。

よって本論文は博士（地球環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和3年8月4日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。